

日南市移住促進住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日南市移住促進住宅条例（平成23年条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者の資格)

第2条 移住促進住宅を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者、かつ、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者でなければならない。

- (1) 現に市外に住所を有し、市内へ移住を希望している者で、過去に移住促進住宅を使用したことのない者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(使用期間)

第3条 日南市移住促進住宅（以下「移住促進住宅」という。）の使用期間は、連続した3日以上10日以内とし、期間内に使用しない日があっても連続して使用したものとする。

2 使用期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新はしないものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用申請及び許可等)

第4条 移住促進住宅を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用開始日の60日前から申請できるものとし、14日前までに日南市移住促進住宅使用申請書（別記様式第1号）及び誓約書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による移住促進住宅使用の申請があったときは、内容を審査して使用に問題がないと認めたときは、使用者に対し、日南市移住促進住宅使用許可書（別記様式第3号。以下「許可書」という。）により通知するものとする。

(実績報告)

第5条 使用者は、移住促進住宅の使用を終了したときは、活動実績報告書（別記様式第4号）を直ちに市長へ提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って使用すること。
- (2) 移住促進住宅及び附属設備等を清潔に保ち、使用後は現状に復して返還すること。
- (3) その他市長の指示に従うこと。

(禁止行為)

第7条 使用者は、移住促進住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 移住促進住宅の改修又は増築を行うこと。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 移住促進住宅の全部又は一部を第三者に転貸すること。
- (5) その他移住促進住宅の使用にふさわしくない行為

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 4 条関係）

日南市移住促進住宅使用申請書

年 月 日

日南市長 様

住 所

申請者 フリガナ 氏 名 電話番号 印

移住促進住宅を使用したいので、日南市移住促進住宅条例施行規則第 4 条の規定により申請します。

移住促進住宅名				
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
使 用 者 の 氏 名	続柄	生年月日	性別	備 考
	本人	・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
使 用 の 目 的				
備 考				

☐添付書類：申請者の住所を確認できる書類の写し、誓約書

【滞在中の活動計画】

1. 住まい関係

日 付	調査内容

2. 仕事関係

日 付	調査内容

3. 保育・教育関係

日 付	調査内容

4. その他

日 付	調査内容

--	--

別記

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

日南市長 殿

私は、「日南市移住促進住宅」の利用にあたり、「日南市移住促進住宅条例」及び「日南市移住促進住宅条例施行規則」を遵守することを誓約します。

また、申込書記載事項に偽りはなく、施行規則第2条に規定する利用対象者に該当し、滞在期間中は施行規則第6条及び第7条を遵守し、日南市の生活文化への理解を深めるために住居等を利用することを誓約します。

なお、自らの責めに帰すべき理由により移住促進住宅及び付属備品等を損傷または滅失したときは、条例第6条に基づき、その損害を賠償します。

年 月 日

住 所

氏 名

様式第 3 号（第 4 条関係）

日南市移住促進住宅使用許可書

年 月 日

様

日南市長 

日南市移住促進住宅条例施行規則第 4 条の規定により、次のとおり移住促進住宅の使用を許可します。

移住促進住宅所在地	
移住促進住宅名	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 人 員	人

備 考	許可の条件 利用者は次に掲げる事項を遵守し、常に善良な管理意識をもって利用すること。 1 移住促進住宅の使用を終了したときは、直ちに活動実績報告書を提出すること。 2 移住促進住宅及び附属設備等を清潔に保ち、使用後は現状に復して返還すること。 3 移住促進住宅の改修又は増築をしないこと。 4 土地の形質を変更しないこと。 5 移住促進住宅の全部又は一部を転貸しないこと。 6 人身等に危険の恐れがあり、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。 7 その他職員が指示する事項
-----	--

様式第4号（第5条関係）

日南市移住促進住宅 活動実績報告書（総括）

No.

氏 名

使用期間

年 月 日～

年 月 日

住まい関係	(最終決定事項)

仕事関係	(最終決定事項)

保育・教育関係	(最終決定事項)

保育・教育関係

(調査内容)	(結果)

その他

(調査内容)	(結果)